

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月10日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第60号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「、当該育児休業」の次に「又は産前産後休業」を、「利用する」の次に「（当該保護者の当該育児休業に係る子どもの誕生日から起算して8週間を経過する日の翌日（以下「育児休業基準日」という。）から当該育児休業を開始し、他の特定教育・保育施設等又は企業主導型保育施設を引き続き利用する場合を含む。）」を加える。

第5条第2項第1号中「当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の属する年度の翌年度以降に」を削り、「場合」の次に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第2号中「年度に」の次に「育児休業基準日が属し、当該年度に」を加え、同条第4項第6号中「育児休業を開始した」を「育児休業基準日が属する」に改める。

第6条第2項第2号中「場合」の次に「又は当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の属する年度に育児休業基準日が属する場合」を加え、同条第4項第4号中「育児休業を開始した」を「育児休業基準日が属する」に改める。

第7条第4項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 法第20条第4項の支給認定証は、子どものための教育・保育給付支給認定証とする。

5 教育・保育給付認定保護者は、子どものための教育・保育給付支給認定証の交付を希望するときは、子どものための教育・保育給付支給認定証交付申請書により市長に申請しなければならない。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第11条中「子どものための教育・保育給付等認定申請書」の次に「（以下「現況届」という。）」を加える。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、現況届により変更の内容を確認できる場合については、当該現況届をもって、当該

申請書に代えることができるものとする。

第 13 条の見出し中「支給認定証」の次に「等」を加え、同条中「子どものための教育・保育給付支給認定証再交付申請書」を「子どものための教育・保育給付支給認定証交付申請書」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 教育・保育給付認定保護者は、第 7 条第 3 項に規定する通知書の再発行を申請しようとするときは、子どものための教育・保育給付支給認定証交付申請書により市長に申請しなければならない。

3 施設等利用給付認定保護者は、第 8 条第 3 項に規定する通知書の再発行を申請しようとするときは、子どものための教育・保育給付支給認定証交付申請書により市長に申請しなければならない。

第 17 条第 2 項中「又は」を削り、「該当したとき」の次に「、又は現況届により当該教育・保育給付認定子どもが前項各号のいずれかに該当することが確認できるとき」を、「旨を」の次に「当該教育・保育給付認定保護者に」を加える。

第 18 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「又は」を削り、「施設等利用給付認定保護者が」の次に「法第 30 条の 9 第 1 項第 1 号若しくは」を、「該当したとき」の次に「、又は現況届により当該施設等利用給付認定子どもが前項各号のいずれかに該当することが確認できるとき」を、「旨を」の次に「当該施設等利用給付認定保護者に」を加える。

別表第 4 号様式の項の次に次のように加える。

第 5 号様式	子どものための教育・保育給付支給認定証	第 7 条
第 6 号様式	子どものための教育・保育給付支給認定証交付申請書	第 7 条及び第 13 条

別表第 5 号様式の項中「第 5 号様式」を「第 7 号様式」に改め、同表第 6 号様式の項中「第 6 号様式」を「第 8 号様式」に改め、同表第 7 号様式の項を次のように改める。

第 9 号様式 第 10 号様式	削除
------------------	----

別表第 8 号様式の項中「第 8 号様式」を「第 11 号様式」に改め、同表第 9 号様式の項中「第 9 号様式」を「第 12 号様式」に改め、同表第 10 号様式の項中「第 10 号様式」を「第 13 号様式」に改め、同表第 11 号様式の項を次のように改める。

第 14 号様式	削除
----------	----

別表第 12 号様式の項中「第 12 号様式」を「第 15 号様式」に改め、同表第 13 号様式の項

中「第１３号様式」を「第１６号様式」に改め、同表第１４号様式の項中「第１４号様式」を「第１７号様式」に改め、同表第１５号様式の項中「第１５号様式」を「第１８号様式」に改め、同表第１６号様式の項中「第１６号様式」を「第１９号様式」に改め、同表第１７号様式の項中「第１７号様式」を「第２０号様式」に改め、同表第１８号様式の項中「第１８号様式」を「第２１号様式」に改め、同表第１９号様式の項中「第１９号様式」を「第２２号様式」に改め、同表第２０号様式の項中「第２０号様式」を「第２３号様式」に改め、同表第２１号様式の項中「第２１号様式」を「第２４号様式」に改め、同表第２２号様式の項中「第２２号様式」を「第２５号様式」に改める。

第２条 大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第９条を次のように改める。

（乳児等支援給付認定の申請書等）

第９条 法第３０条の１５第１項の規定による申請は、乳児等支援給付認定申請書により行うものとする。

２ 法第３０条の１５第３項に規定する認定証は、乳児等支援給付認定証とする。

第１２条に次の１項を加える。

５ 法第３０条の１７第１項の規定による届出は、乳児等支援給付認定変更届出書により行うものとする。

第１３条に次の１項を加える。

４ 乳児等支援給付認定保護者は、第９条第２項の認定証の再発行を申請しようとするときは、子どものための教育・保育給付支給認定証交付申請書により市長に申請しなければならない。

第２６条中「第１４条第１項」を「第９条第１項、第１４条第１項」に改める。

別表第９号様式 第１０号様式の項を次のように改める。

第９号様式	乳児等支援給付認定申請書	第９条
第１０号様式	乳児等支援給付認定証	第９条

別表第１４号様式の項を次のように改める。

第１４号様式	乳児等支援給付認定変更届出書	第１２条
--------	----------------	------

附 則

（施行期日）

1 この規則中第1条の規定は令和7年10月14日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。